児童手当　よくある質問

Q　「受給者」とは、誰のことですか。
A　「受給者」は、児童の父母のうち所得の高い人（生計の中心者）のことです。
受給者名義の口座へ児童手当を支給することになります。
お子さんのことではありません。

Q　出産した時、出生届を提出すれば児童手当の手続きは必要ないですか。
A　出生届の提出だけでは児童手当は受給できません。児童手当の手続きが必要です。

Q　里帰り出産の予定ですが、児童手当は誰がどこで申請するのですか。
A　「受給者（児童の父母のうち所得の高い人）」が、住所地の市町村で申請する必要があります。
遠方に里帰りの場合など、来庁が困難な場合には郵送や電子申請も可能ですので、担当までお問合せいただくか、ホームページ等をご確認ください。

Q　住所変更の場合、児童手当の手続きが必要ですか。
①　家族全員で、市内で転居の場合
A　原則、手続きは必要ありません。

②　受給者（児童の父）のみ、市内で転居の場合
A　引き続き、児童の父に支給することとなりますが、お子さんと別居になるので、手続きが必要です。

③　受給者（児童の父）のみ、市外へ転出の場合
A　安曇野市からの受給資格は喪失となり、転出先の市町村で受給することとなります。
安曇野市と転出先、それぞれで手続きが必要です。

④　高校生の児童のみ、進学のため市外へ転出の場合
A　引き続き、児童の父に支給することとなりますが、お子さんと別居になるので、手続きが必要です。

⑤　家族全員で、市外へ転出の場合
A　安曇野市からの受給資格は喪失となり、転出先の市町村で受給することとなります。
安曇野市と転出先、それぞれで手続きが必要です。

Q　出産に伴う申請はいつまでにするのでしょうか。
A　「出生日の同月」か「出生日の翌日から 15 日以内」に申請してください。この期限を過ぎると、一部、児童手当が支給されない場合があります。
【例】
① 3/20 出生　3/27 に申請　　→「４月分から支給」…「出生日の同月」
② 3/20 出生　4/4 までに申請 →「４月分から支給」…「出生日の翌日から 15 日以内」
③ 3/20 出生　4/10 に申請　　→「５月分から支給」…４月分が受給できません

Q　児童手当の手続きが遅れてしまった場合、遡って受給できますか。
A　手続きが遅れた場合、遡って支給することはできませんので、手続きはお早めにお願いします。

Q　マイナンバーカードを使って児童手当の申請を電子申請でできますか。
A　マイナポータルの「ぴったりサービス」から電子申請もできます。
ただし、手続き内容によっては電子申請できない場合があります。また、電子申請だけで完結せず、後日、追加で書類の提出等をお願いする場合があります。

Q　現況届とは、どのようなものですか。
A　毎年６月の年度更新のための手続きです。
令和４年の制度改正により、一部の対象者のみ現況届の提出が必要となります。
対象者には５月末頃に必要書類を送付しますので、期限までに提出をお願いいたします。

Q　現況届を提出するよう案内がありましたが、提出しないとどうなりますか。
A　６月分（８月支給）以降の児童手当が差止めとなります。
現況届が提出され次第、審査の上、原則として支給が再開されますので、お早めにご提出ください。
ただし、現況届が未提出の場合や書類不備の状態が２年続くと、時効により受給資格が消滅し児童手当が支給されなくなりますのでご注意ください。

Q　受給者が公務員になりました。児童手当の手続きが必要ですか。
A　受給者が公務員の場合には、市町村ではなく勤務先から児童手当が支給となります。
勤務先の担当者にご確認の上、申請をしてください。
これに伴い、市町村への資格消滅の手続きも必要となります。

Q　児童の父が公務員を退職しました。児童手当の手続きが必要ですか。
A　受給者が公務員を退職した場合には、市町村から児童手当が支給となります。
市町村に児童手当の手続きをしてください。

Q　いつ支給されるのですか。
A　年６回（偶数月の各 15 日）です。
各支給月の「前々月分・前月分」が支給されます。【例】６月支給…４月分・５月分
15 日が休日の場合は、前営業日が支給日となります。【例】「11/15(日)」→「11/13(金)」

Q　振込先を別の銀行口座に変更したいのですが、どうすればよいですか。
A　通帳・キャッシュカード等、振込先口座が分かるものをお持ちください。
ただし、受給者名義の口座に限ります。

Q　現在、夫（児童の父）の口座に支給されていますが、私（児童の母）や子供名義の口座に支給することは可能ですか。
A　受給者名義の口座に支給することとなりますので、お子さんや受給者の配偶者名義の口座へは変更できません。
受給者名義の他の口座への変更は可能です。

Q　現在、夫（児童の父）の口座に支給されていますが、私（児童の母）と子供は、離婚前提で夫とは別居することになりました。子供は私が養育していますが、私が受給することは可能ですか。
①　安曇野市内で別居する場合。
A　離婚前提で父母が別居し母が児童を監護養育している場合には、受給者を母にすることができる場合があります。詳しくは、担当までお問合せ下さい。

②　市外へ転出して別居する場合。
A　離婚前提で父母が別居し母が児童を監護養育している場合には、受給者を母にすることができる場合がありますが、申請先は居住する市町村になります。転出先市町村の児童手当担当にお問合せ下さい。

Q　父母の所得によって児童手当の額は変わりますか。
A　令和６年 10 月制度改正により所得制限が撤廃されたので、所得による減額等はありません。

Q　奨学金の申込みのため、児童手当の支払通知書が必要ですが手元にありません。再発行してもら

えますか。

Ａ　令和６年の制度改正により、支給月ごとの「支払通知書（ハガキ）」の送付がなくなりました。代わりとして「受給証明書」が発行できますので、担当までご相談ください。

なお、奨学金の申請時には「児童手当振込先の通帳コピー」でも可能な場合もありますので、学校等にお問合せ下さい。

Ｑ　子供が３人いますが、年度末に第１子が高校卒業し児童手当の対象ではなくなります。第３子（中学生）の手当額は「月１万円」になりますか。

Ａ　19 歳～22 歳のお子さんについては児童手当の対象外（手当額「０円」）となりますが、引き続き、第１子を監護養育していると申し立てることで第３子は「月３万円」となります。

対象と思われる方へ年度末に申請書類を送付しますので、期限までにご提出ください。

①　第１子が就職して別居する場合には、カウントの対象外ですか。

Ａ　第１子が就職して別居する場合でも、「監護相当・生計費負担の要件(※)」に該当する場合には、カウントの対象になり得ますので、その旨を申請してください。

②　第１子が結婚する場合には、カウントの対象外ですか。

Ａ　第１子が結婚する場合でも、「監護相当・生計費負担の要件(※)」に該当する場合には、カウントの対象になり得ますので、その旨を申請してください。

※「監護相当・生計費負担の要件」とは、
①監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護をしていること
②生計費の相当部分の負担をしていること
と改正法に定義されています。
ご不明な場合には、担当までお問合せ下さい。